

幼稚園の預かり保育を利用するお子様

申請必要

【対象者】

- 無償化の対象となるためには、佐渡市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注)原則、幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」には、就労等の要件が必要です。



認可外保育施設等を利用するお子様

申請必要

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、佐渡市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注1)保育園、認定こども園を利用している方は対象外です。

(注2)「保育の必要性の認定」には、就労等の要件が必要です。

- **3歳から5歳までのお子様は月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子様は月額4.2万円まで**の利用料を無償化します。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設 / 病後児保育事業 /

一時預かり事業 / ファミリー・サポート・センター事業



(注1) 佐渡市の設置施設は以下のとおりです。

【認可外の事業所内保育施設】 2か所 【病後児保育事業】 両津東保育園、金井保育園

【一時預かり事業】 両津東保育園、河原田保育園、金井保育園、畑野保育園、小木保育園、沢根保育園、新穂トキっ子保育園、真野第1保育園

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

※認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

令和元年10月1日から

3歳児クラス(年少)~5歳児クラス(年長)のお子様の、幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料を**無償化**します。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子様も対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用するお子様

申請不要

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する**3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)までの全てのお子様**の利用料を無償化します。

・ 無償化の期間は、3歳(4月1日時点)から小学校入学前までの3年間です。

(注)幼稚園については、満3歳から無償化になります。

- **0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様については、住民税非課税世帯を対象**として利用料を無償化します。

住民税非課税世帯ではなくても、国や市の制度により、利用料が変わる場合があります。詳しくは裏面をご確認ください。

佐渡市は**副食費も**

無償だっちゃ!

- 下記の費用は**無償化の対象外**となります。

主食費(ごはん) / 行事費(教材費など) /

延長保育利用料 / 認可外保育施設等利用料

・ 主食費(ごはん)が必要になるのは3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)までのお子様です。

取り扱いについては園により異なります。

【幼稚園・認定こども園】 主食費のみ引き続きご負担が必要です。

【保育園】 引き続き主食費のご負担またはごはんをご持参いただきます。



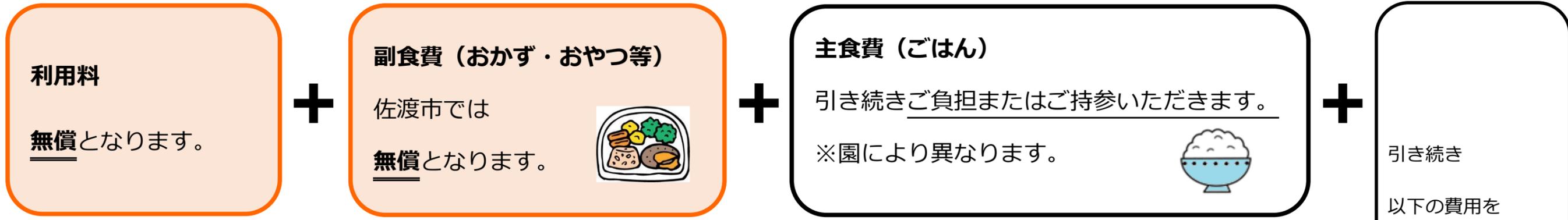
【対象となる施設】

幼稚園 / 保育園 / 認定こども園 / へき地保育園

(注) 公立、私立を問いません。

※認可外保育施設等のみご利用の方は、4ページの「認可外保育施設等を利用するお子様」をご確認ください。

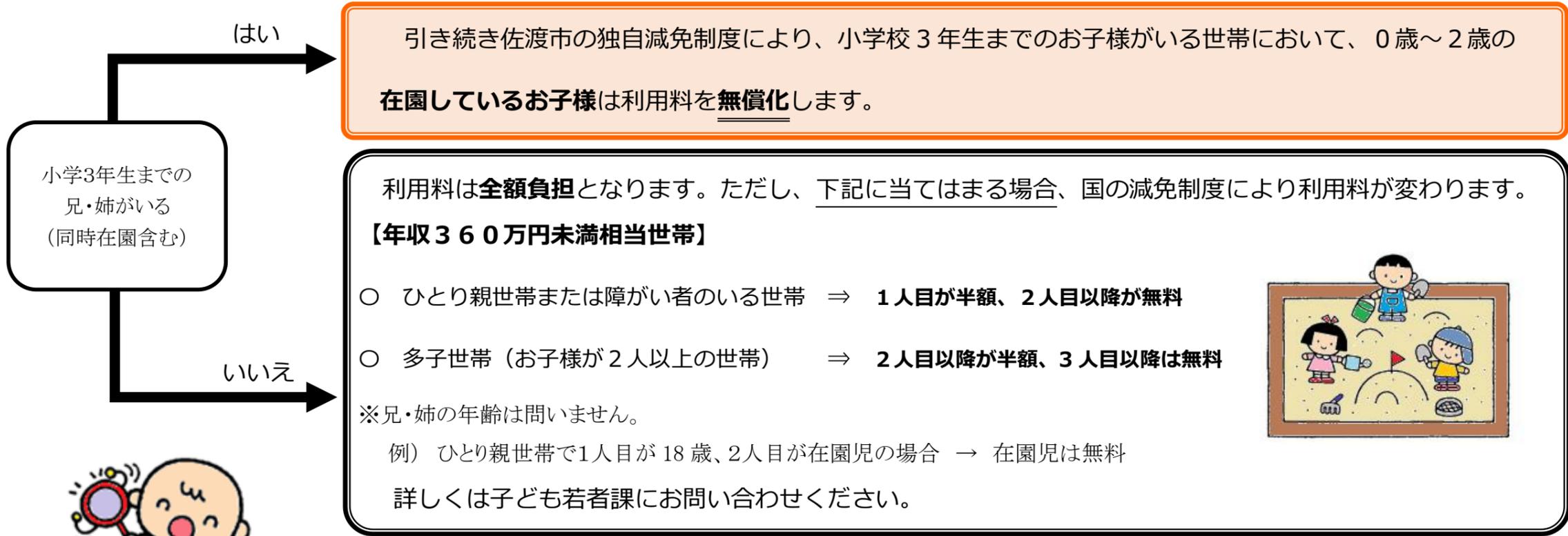
3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)までのお子様について(幼稚園、保育園、認定こども園等を利用)



0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様について(保育園、認定こども園等を利用)

- 住民税非課税世帯の利用料は無償となります。
- その他、世帯の状況により、利用料が変わります。

【住民税非課税世帯とは】
市町村民税均等割及び所得割がかかっていない世帯



- 行事費
- 延長保育利用料
- 認可外保育施設等利用料
 - ・認可外保育施設
 - ・一時預かり事業
 - ・病後児保育事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業

お問い合わせ先：佐渡市子ども若者課 園児支援係
TEL：63-3126
FAX：63-5126